

2017年11月17日
日本生命保険相互会社

遺伝情報に関する当社の考え方について

過日、一部報道機関において、当社の保険約款上における遺伝情報の取扱に関する記載について報道がありました。

[経緯]

- 当社の保険約款における「特別条件^(*)」の規定適用に際して、視点の1つとして、「遺伝」と記載されていますが、これは、かつて、特別条件の適用を判断するにあたり、ご家族の病歴を確認する取扱としていた際の記述が残っていたものです。
- 1978年からは、告知書等を変更し、ご家族の病歴等の遺伝情報収集は行っておりません。
- 現時点においても、保険契約の引受けにあたり、遺伝情報の収集・利用はしておりません。(規定のみ現在まで存置されておりました。)

(*) 保険契約の引受けにあたり、傷病歴等があっても、保険料の割増や保険金の削減等の特別な条件をつけてお引受けすることがありますが、この特別な条件を「特別条件」といいます。

[対応の方向性]

保険約款に「遺伝」に関する記載を長期間存置していたという事実については、重く受け止めております。

今回の報道以前より、新たに発売する商品から保険約款の「遺伝」に関する記載を削除しており、現在発売しているその他の商品の保険約款についても同様の対応を進めております。

[当社の人権に対する方針について]

当社においては、従来から人権に関して「差別を排除し、これをさせない・許さない」という企業体質を確立し、人権尊重を基本とした経営を推進しており、引受け判断においても差別的な取扱は行っておりません。

今後につきましても、引き続き人権を尊重することを経営のベースとして、いかなる差別的な取扱も行わないというスタンスが揺らぐことはございません。

今後もより一層人権を尊重した経営、企業体質の確立を進めてまいります。

以 上